

「平成 31 年度コンプライアンス推進計画」について

- 「千葉県コンプライアンス基本指針」において、「コンプライアンスの向上を着実に推進していくために、当該年度に実施する具体的な取組を盛り込んだ推進計画を策定し、実施する」と定められています。
- 平成 30 年度推進計画は、官製談合防止法違反事案を踏まえた再発防止策や、不適正な事務処理（事務の誤り）の頻発を踏まえた事務ミスの発生防止対策に関する取組を盛り込み内容を充実させたため、**平成 31 年度の推進計画は職員倫理条例の制定に伴う内容を追加**します。

項 目	H30 年度計画	H31 年度計画（主な変更点）
重点事項	①職員倫理の保持を徹底すること（新規） ②事務処理上のリスクに対する組織的な取組を強化すること ③不適正な経理処理問題の再発と風化を防止すること ④不正等を許さない健全な職場環境づくりとこれを持続すること	変更なし
コンプライアンス推進本部組織	○コンプライアンス委員会議	○コンプライアンス委員会
基本指針等の周知	○基本指針（7つの行動規範）、職員心得等の周知徹底 職員倫理に関し職員が遵守すべき事項等についても周知	○基本指針（7つの行動規範）、職員心得、 職員倫理条例 等の周知徹底
公務に対する県民の信頼の確保	（新規）	○職員倫理の保持の徹底 ○相談窓口の設置 ○利害関係者等への周知
コンプライアンス研修等の充実	（新規）	○配付パソコンを活用した職員倫理に関する研修の実施
その他		【計画には記載しないが（引き続き）取り組む事項】 ○応接ルールの総務部試行 ○OBからの働きかけ規制

コンプライアンス推進計画新旧対照

H31 推進計画 (案)	H30 推進計画
<p>1 本推進計画の趣旨</p> <p>千葉県コンプライアンス基本指針(平成22年3月制定)において、「県のコンプライアンスの向上を着実に推進していくために、当該年度に実施する具体的な取組を盛り込んだ推進計画を策定し、実施する。」と定めているところであり、本推進計画(31年度)は、これに基づき策定するものである。</p> <p>なお、本年度においては、以下の点に特に重点を置き、計画を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①職員倫理の保持を徹底すること ②事務処理上のリスクに対する組織的な取組を強化すること ③不適正な経理処理問題の再発と風化を防止すること ④不正等を許さない健全な職場環境づくりとこれを持続すること <p>2 コンプライアンス推進組織の取組</p> <p>(1) 千葉県コンプライアンス委員会【事務局：行政改革推進課】</p> <p>職員倫理をはじめとするコンプライアンス全般、内部通報事案に係る対応などについて検証及び助言等を行う。</p> <p>(2) 千葉県コンプライアンス推進本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本部会議【事務局：行政改革推進課】 <p>コンプライアンス委員会の助言を受けながら、職員倫理をはじめとするコンプライアンス全般に係る問題への対応、コンプライアンスの推進について、年間を通じて取り組む。</p> ○ チームリーダー会議【事務局：行政改革推進課】 <p>全庁及び各部局等内における職員倫理をはじめとするコンプライアンスに関する具体的な取組、問題等を横断的に検証するとともに、各部局等内推進チームを通じて、当該検証結果を庁内で情報共有し、各部局等における主</p> 	<p>1 本推進計画の趣旨</p> <p>千葉県コンプライアンス基本指針(平成22年3月制定)において、「県のコンプライアンスの向上を着実に推進していくために、当該年度に実施する具体的な取組を盛り込んだ推進計画を策定し、実施する。」と定めているところであり、本推進計画(30年度)は、これに基づき策定するものである。</p> <p>なお、本年度においては、以下の点に特に重点を置き、計画を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①職員倫理の保持を徹底すること ②事務処理上のリスクに対する組織的な取組を強化すること ③不適正な経理処理問題の再発と風化を防止すること ④不正等を許さない健全な職場環境づくりとこれを持続すること <p>2 コンプライアンス推進組織の取組</p> <p>(1) 千葉県コンプライアンス委員会議【事務局：行政改革推進課】</p> <p>特別監察や内部通報事案に係る対応などについて検証及び助言等を行う。</p> <p>(2) 千葉県コンプライアンス推進本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本部会議【事務局：行政改革推進課】 <p>コンプライアンス委員会議の助言を受けながら、経理問題関係をはじめとして、コンプライアンス全般に係る問題への対応やコンプライアンスの推進について、年間を通じて取り組む。</p> ○ チームリーダー会議【事務局：行政改革推進課】 <p>全庁及び各部局等内におけるコンプライアンスに関する具体的な取組、問題等を横断的に検証するとともに、各部局等内推進チームを通じて、当該検証結果を庁内で情報共有し、各部局等における主体的な取組を促進する。</p>

体的な取組を促進する。

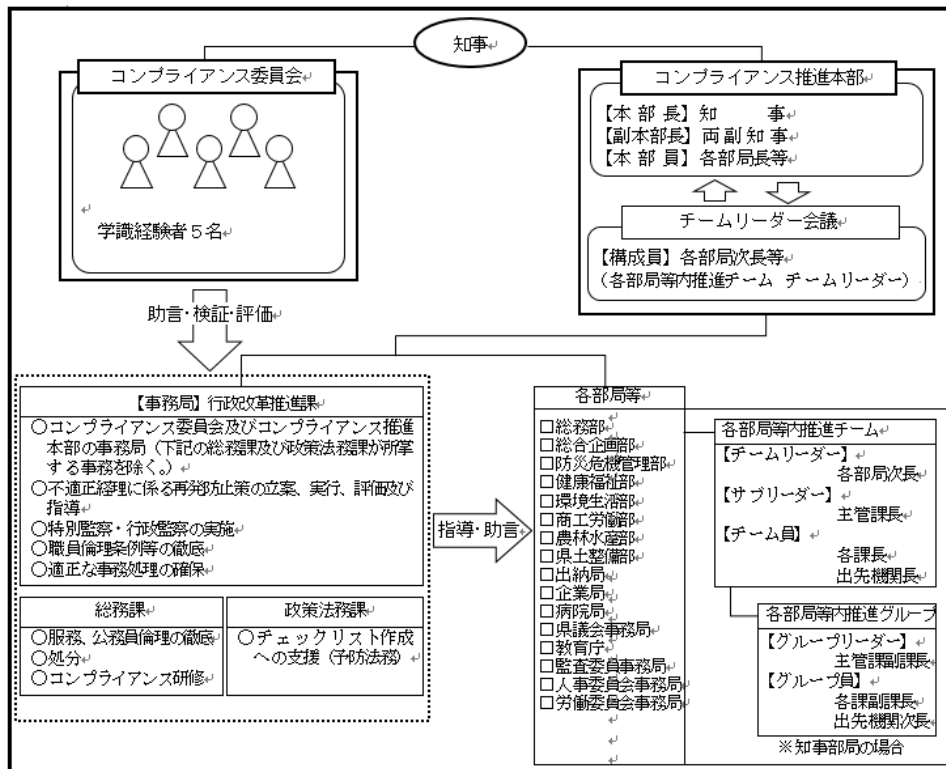
○ 各部局等内推進チーム【事務局：各部局等主管課】

チームリーダー会議の指揮の下、本部会議で決定された取組や指示事項等を各部局等内の各所属に周知徹底するとともに、各所属における**職員倫理をはじめとする**コンプライアンス徹底のための主体的な取組を推進する。

○ 各部局等内推進グループ【事務局：各部局等主管課】

各部局等内推進チームの指揮の下、各所属職員に対し、コンプライアンス基本指針や**職員倫理条例**、内部通報制度等の周知徹底を図るなど、**職員倫理をはじめとする**コンプライアンスに関する具体的な取組を実行する。

【推進組織の全体像】 改正（案）



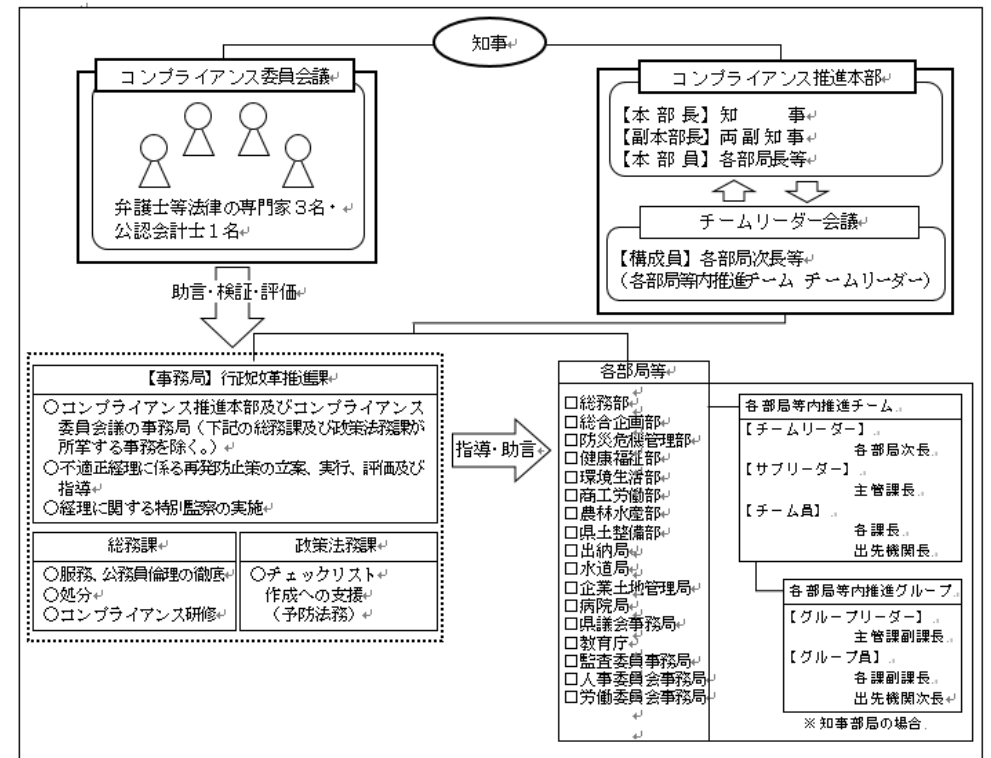
○ 各部局等内推進チーム【事務局：各部局等主管課】

チームリーダー会議の指揮の下、本部会議で決定された取組や指示事項等を各部局等内の各所属に周知徹底するとともに、各所属における**コンプライアンス**徹底のための主体的な取組を推進する。

○ 各部局等内推進グループ【事務局：各部局等主管課】

各部局等内推進チームの指揮の下、各所属職員に対し、コンプライアンス基本指針や内部通報制度等の周知徹底を図るなど、**コンプライアンス**に関する具体的な取組を実行する。

【推進組織の全体像】



3 コンプライアンス推進事業の取組

(1) 基本指針等の県職員への周知【行政改革推進課〔通年〕】

基本指針（特に「7つの行動規範」）や職員心得、**職員倫理条例**等について、ホームページや職員研修等を通じて全職員への更なる周知徹底を図る。

(2) コンプライアンス推進組織の活動の強化【行政改革推進課・各所属〔通年〕】

チームリーダー会議等を活用し、基本指針や職員心得、職員倫理等の周知徹底に取り組む。併せて、各所属における事務ミスが発生防止対策など、適正な事務処理を確保するための組織的な取組を推進する。

また、これまでの「業務リスク点検」を一步推し進めた、リスクの評価・検証体制の導入について検討を行う。

(3) 各所属におけるコンプライアンス向上の取組の促進

① 職場研修の実施【各所属〔通年〕】

各所属において、コンプライアンス推進グループ員を中心として、職員倫理の保持や適正な事務処理の徹底などを盛り込んだ職場研修を実施し、職員一人ひとりへのコンプライアンス意識の定着を図る。

② 不適正な事務処理の未然防止に向けた取組の推進

業務における様々なリスクの把握や対応策の検討を所属単位で行う「業務リスク点検」と、事務ミスが生じやすい事項について個々の職員に必要な気づきを促す「階層別セルフチェック」とを組み合わせ、所属における不適正な事務処理の未然防止を強化する。

ア 業務リスク点検の実施【行政改革推進課・各所属〔通年〕】

所属ごとに、コンプライアンス違反や事務ミスなど業務上のリスクを把握し、未然に防止するための取組を検討する「業務リスク点検」のさらなる定着を図る。

また、行政改革推進課は、平成32年度からの内部統制制度の導入を見据えて、リスク評価のあり方や検証体制の導入について検討を行う。

イ 階層別セルフチェックの実施

3 コンプライアンス推進事業の取組

(1) 基本指針等の県職員への周知【行政改革推進課〔通年〕】

基本指針（特に「7つの行動規範」）や職員心得等について、ホームページや職員研修等を通じて全職員への更なる周知徹底を図る。

また、併せて職員倫理に関して職員が遵守すべき事項等についても周知徹底を図る。

(2) コンプライアンス推進組織の活動の強化【行政改革推進課・各所属〔通年〕】

チームリーダー会議等を活用し、基本指針や職員心得、職員倫理等の周知徹底に取り組む。併せて、各所属における事務ミスが発生防止対策など、適正な事務処理を確保するための組織的な取組を推進する。

また、これまでの「業務リスク点検」を一步推し進めた、リスクの評価・検証体制の導入について検討を行う。

(3) 各所属におけるコンプライアンス向上の取組の促進

① 職場研修の実施【各所属（通年）】

各所属において、コンプライアンス推進グループ員を中心として、職員倫理の保持や適正な事務処理の徹底などを盛り込んだ職場研修を実施し、職員一人ひとりへのコンプライアンス意識の定着を図る。

② 不適正な事務処理の未然防止に向けた取組の推進

業務における様々なリスクの把握や対応策の検討を所属単位で行う「業務リスク点検」と、事務ミスが生じやすい事項について個々の職員に必要な気づきを促す「階層別セルフチェック」とを組み合わせ、所属における不適正な事務処理の未然防止を強化する。

ア 業務リスク点検の実施【行政改革推進課・各所属（通年）】

所属ごとに、コンプライアンス違反や事務ミスなど業務上のリスクを把握し、未然に防止するための取組を検討する「業務リスク点検」のさらなる定着を図る。

また、行政改革推進課は、平成32年度からの内部統制制度の導入を見据えて、リスク評価のあり方や検証体制の導入について検討を行う。

イ 階層別セルフチェックの実施

全庁的に事務ミスが生じやすい事項を中心に、担当者、班長、課長等の職責に応じて注意すべき内容を記載した階層別チェックシートによる自己点検を実施する。

③ コンプライアンス推進強化月間の設定【行政改革推進課・各所属〔第2四半期〕】

コンプライアンス推進グループ員に対する研修や階層別セルフチェックの実施状況を踏まえ、コンプライアンス推進強化月間を設定し、所属における「職場研修」や「業務リスク点検」の効果的な実施を促進する。

なお、効果的な取組について、チームリーダー会議等の場を通じて全庁的に共有するとともに、同種の業務を実施する機関における取組状況等を集約し情報提供を行うことにより、各所属におけるコンプライアンスの向上を図る。

(4) 監察の実施

① 特別監察の実施【行政改革推進課〔第2～4四半期〕】

不適正な経理問題の再発を防止するため、全ての科目を対象に、前年度の特別監察等の結果を踏まえ、**出納局との連携を図りながら**効率的・効果的な監察を実施する。具体的な調査内容（科目、所属、時期等）については、コンプライアンス委員会に諮りつつ、抜き打ち調査の実施など全庁的に緊張感を持たせながら実施する。

また、職員倫理保持の徹底や事務の適正執行を図るため、倫理保持に関する取組や事務ミス防止対策の実施状況の確認を行う。

現物の確認に重点を置いた特別監察（金庫調査）については、支所・出張所等も対象に含め、従来の特別監察と並行して実施していくこととする。

② 行政監察の充実【行政改革推進課・各部署等主管課〔第2～4四半期〕】

各所属の職員倫理の保持や事務ミスを防止するための執行体制の確立に向け、各部署等主管課の協力を得ながら、職員のサービスや執行体制、組織の責任体制など特別監察以外の事項について行政監察を実施する。

監察対象機関の実情に応じ、適正な事務処理の確保に向けた各所属の職務執行体制（班長等によるOJT・事務進捗管理・ダブルチェックなどの

全庁的に事務ミスが生じやすい事項を中心に、担当者、班長、課長等の職責に応じて注意すべき内容を記載した階層別チェックシートによる自己点検を実施する。

③ コンプライアンス推進強化月間の設定【行政改革推進課・各所属〔第2四半期〕】

コンプライアンス推進グループ員に対する研修や階層別セルフチェックの実施状況を踏まえ、コンプライアンス推進強化月間を設定し、所属における「職場研修」や「業務リスク点検」の効果的な実施を促進する。

なお、効果的な取組について、チームリーダー会議等の場を通じて全庁的に共有するとともに、同種の業務を実施する機関における取組状況等を集約し情報提供を行うことにより、各所属におけるコンプライアンスの向上を図る。

(4) 監察の実施

① 特別監察の実施【行政改革推進課〔第2～4四半期〕】

不適正な経理問題の再発を防止するため、全ての科目を対象に、前年度の特別監察等の結果を踏まえ、効率的・効果的な監察を実施するとともに、**出納局との連携を図りながら、調査を実施する**。具体的な調査内容（科目、所属、時期等）については、コンプライアンス委員会に諮りつつ、抜き打ち調査の実施など全庁的に緊張感を持たせながら実施する。

また、職員倫理保持の徹底や事務の適正執行を図るため、倫理保持に関する取組や事務ミス防止対策の実施状況の確認を行う。

現物の確認に重点を置いた特別監察（金庫調査）については、支所・出張所等も対象に含め、従来の特別監察と並行して実施していくこととする。

② 行政監察の充実【行政改革推進課・各部署等主管課〔第2～4四半期〕】

各所属の職員倫理の保持や事務ミスを防止するための執行体制の確立に向け、各部署等主管課の協力を得ながら、職員のサービスや執行体制、組織の責任体制など特別監察以外の事項について行政監察を実施する。

監察対象機関の実情に応じ、適正な事務処理の確保に向けた各所属の職務執行体制（班長等によるOJT・事務進捗管理・ダブルチェックなどの

事務マネジメントの状況、文書紛失や情報漏えいへの組織的な対策の状況等)の検証、業務リスク点検の取組状況の検証、職員倫理の保持に関する取組状況の検証、不正等を許さない健全な職場環境づくりや社会情勢の変化に応じたコンプライアンス意識の徹底を図ることなどをテーマとして、監察を実施する。

③ 機動的な特別監察の実施【行政改革推進課〔通年〕】

重大なコンプライアンス違反事案が発生した場合には、コンプライアンス委員会の助言を得ながら、機動的に特別監察を実施する。

(5) 公務に対する県民の信頼の確保

① 職員倫理の保持の徹底【行政改革推進課ほか〔通年〕】

職務の執行にあたり、県民の疑惑や不信を招くような行為が生じないように、コンプライアンス研修や職場研修等において職員倫理条例等の周知を図るとともに禁止行為の遵守の徹底を図る。

② 相談窓口の設置【行政改革推進課ほか〔通年〕】

制度の正確な理解や職員が不注意により職員倫理条例等に違反するような状況を未然に防止するとともに、条例遵守の意識を徹底させるため、総務部他(任命権者ごと)に相談窓口を設置し実効性を確保する。

③ 利害関係者等への周知【行政改革推進課ほか〔通年〕】

物品・委託業者や建設・測量業者等、事業者や業界団体に対しても、リーフレットの配布や業界団体が主催する会議、ホームページ等を活用して、職員が利害関係者と接する際の禁止事項を積極的に周知する。

(6) 経理関係事務の適正化

① 不正経理に係る再発防止策の推進

「千葉県経理問題特別調査結果報告書」において示した改善策・再発防止策(物品調達・物品管理システム等の見直し、予算執行等の見直し、内部牽制の強化)等について、本推進計画との整合を図りながら全庁的に推進する。

事務マネジメントの状況、文書紛失や情報漏えいへの組織的な対策の状況等)の検証、業務リスク点検の取組状況の検証、職員倫理の保持に関する取組状況の検証、不正等を許さない健全な職場環境づくりや社会情勢の変化に応じたコンプライアンス意識の徹底を図ることなどをテーマとして、監察を実施する。

③ 機動的な特別監察の実施【行政改革推進課〔通年〕】

重大なコンプライアンス違反事案が発生した場合には、コンプライアンス委員会議の助言を得ながら、機動的に特別監察を実施する。

(5) 経理関係事務の適正化

① 不正経理に係る再発防止策の推進

「千葉県経理問題特別調査結果報告書」において示した改善策・再発防止策(物品調達・物品管理システム等の見直し、予算執行等の見直し、内部牽制の強化)等について、本推進計画との整合を図りながら全庁的に推進する。

(a) 物品集中調達の実施【管財課〔通年〕】

平成22年度から管財課を物品等の集中調達機関としており、各所属で使用する共通消耗品について、引き続き管財課において一括発注する。

また、共通消耗品以外であっても、消耗品は予定価格10万円以上、備品・印刷製本は50万円以上の案件について、各所属からの依頼に基づき管財課で契約の相手方を決定する。

(b) ちば電子調達システムによる物品の調達【管財課〔通年〕】

ちば電子調達システムによる共通消耗品請求及び購入依頼時に、担当者以外の職員が承認の上、請求・依頼をすることにより不正な物品調達の防止を図る。

(c) 財務情報システムによる出納事務及び情報の公表【出納局・管財課〔通年〕】

備品購入時に備品情報のシステム登録を必須とする機能や、日付を遡った支出負担行為伝票等の起票を制限する機能により、不適正な経理事務の防止を図る。

また、会計制度の透明性を推進するため、インターネットによる支出状況の公表を引き続き実施する。

(d) 支払い遅延の防止【出納局・情報システム課・行政改革推進課〔通年〕】

財務情報システムの照会画面において、いつでも支出事務の進捗状況が把握できることを継続的に周知し、活用を徹底することにより、支払い遅延の防止を図る。

また、県庁内ホームページのスケジュール機能等の活用をはじめ、適正な経理処理を確保するための方策を引き続き幅広く検討する。

(e) 効果的な会計検査の実施【出納局〔通年〕】

平成22年度から実施している実地検査の結果、職員の意識改革や物品の調達制度を**はじめ**とする各種再発防止策の徹底が図られている。

平成**31**年度においても、改善事項の多い所属に対する検査を重点的に実施するとともに、検査項目や着眼点などを精査し、引き続き効果的な検

(a) 物品集中調達の実施【管財課〔通年〕】

平成22年度から管財課を物品等の集中調達機関としており、各所属で使用する共通消耗品（平成**29**年度は**188**品目）について、引き続き管財課において一括発注する。

また、共通消耗品以外であっても、消耗品は予定価格10万円以上、備品・印刷製本は50万円以上の案件について、各所属からの依頼に基づき管財課で契約の相手方を決定する。

(b) ちば電子調達システムによる物品の調達【管財課〔通年〕】

ちば電子調達システムによる共通消耗品請求及び購入依頼時に、担当者以外の職員が承認の上、請求・依頼をすることにより不正な物品調達の防止を図る。

(c) 財務情報システムによる出納事務及び情報の公表【出納局・管財課〔通年〕】

備品購入時に備品情報のシステム登録を必須とする機能や、日付を遡った支出負担行為伝票等の起票を制限する機能により、不適正な経理事務の防止を図る。

また、会計制度の透明性を推進するため、インターネットによる支出状況の公表を引き続き実施する。

(d) 支払い遅延の防止【出納局・情報システム課・行政改革推進課〔通年〕】

財務情報システムの照会画面において、いつでも支出事務の進捗状況が把握できることを継続的に周知し、活用を徹底することにより、支払い遅延の防止を図る。

また、県庁内ホームページのスケジュール機能等の活用をはじめ、適正な経理処理を確保するための方策を引き続き幅広く検討する。

(e) 効果的な会計検査の実施【出納局〔通年〕】

平成22年度から実施している実地検査の結果、職員の意識改革や物品の調達制度を**始め**とする各種再発防止策の徹底が図られている。

平成**30**年度においても、改善事項の多い所属に対する検査を重点的に実施するとともに、検査項目や着眼点などを精査し、引き続き効果的な検

査を実施していく。

② 公社等外郭団体等に対する指導及び状況把握【関係部局・行政改革推進課〔通年〕】

不適正な経理処理が確認された団体はもとより、他の団体に対しても、適宜検証を行うとともに、適正な経理処理に係る指導を徹底する。(関係部局)

また、県に事務局を置く団体に対しても、当該事務に従事する職員の服務整理、会計処理及び財産の使用許可などを適正に行うよう周知徹底を図るとともに、昨年度に引き続き特別監察を通じて確認していく。(関係部局・行政改革推進課)

③ 預金通帳等の管理の適正化【関係部局・所属〔通年〕】

各所属において管理する預金通帳等については、「預金通帳等の適正管理に関する要綱」に基づき、通帳等の所在や資金の性質等を組織として把握するなど、適正な管理を徹底する。(各所属)

また、各所属における預金通帳等の管理状況について、特別監察等を通じて随時確認を行う。(行政改革推進課)

(7) 公共工事における事務手続きの適正化

① 繰越手続きもれ工事問題の再発防止に向けた対応【農林水産部・県土整備部〔通年〕】

各所属においてチェックリストを作成し工事の進捗状況等の情報を共有するとともに、「公共事業進行管理調整会議」等において、工事発注後の進捗状況の把握や、工事遅延の恐れがある案件の抽出とその対応等について協議し、事業の適正な進行管理を行っている。今後とも同会議等を活用しながら問題の再発防止を図っていく。

② 建設工事等入札・契約事務の適正な運営【農林水産部・県土整備部〔通年〕】

入札情報に係る守秘義務の保持の徹底、業者選定に係る透明性と公平性の徹底等により、建設工事等指名業者選定審査会の適正な運営を確保するとともに、入札・契約過程及び契約内容について入札監視委員会による審

査を実施していく。

② 公社等外郭団体等に対する指導及び状況把握【関係部局・行政改革推進課〔通年〕】

不適正な経理処理が確認された団体はもとより、他の団体に対しても、適宜検証を行うとともに、適正な経理処理に係る指導を徹底する。(関係部局)

また、県に事務局を置く団体に対しても、当該事務に従事する職員の服務整理、会計処理及び財産の使用許可などを適正に行うよう周知徹底を図るとともに、昨年度に引き続き特別監察を通じて確認していく。(関係部局・行政改革推進課)

③ 預金通帳等の管理の適正化【関係部局・所属〔通年〕】

各所属において管理する預金通帳等については、**平成28年度に実施した預金通帳等の全庁調査の結果を踏まえ策定した**「預金通帳等の適正管理に関する要綱」に基づき、通帳等の所在や資金の性質等を組織として把握するなど、適正な管理を徹底する。(各所属)

また、各所属における預金通帳等の管理状況について、特別監察等を通じて随時確認を行う。(行政改革推進課)

(6) 公共工事における事務手続きの適正化

① 繰越手続きもれ工事問題の再発防止に向けた対応【農林水産部・県土整備部〔通年〕】

各所属においてチェックリストを作成し工事の進捗状況等の情報を共有するとともに、「公共事業進行管理調整会議」等において、工事発注後の進捗状況の把握や、工事遅延の恐れがある案件の抽出とその対応等について協議し、事業の適正な進行管理を行っている。今後とも同会議等を活用しながら問題の再発防止を図っていく。

② 建設工事等入札・契約事務の適正な運営【農林水産部・県土整備部〔通年〕】

入札情報に係る守秘義務の保持の徹底、業者選定に係る透明性と公平性の徹底等により、建設工事等指名業者選定審査会の適正な運営を確保するとともに、入札・契約過程及び契約内容について入札監視委員会による審

議の充実に努める。

③ 入札・契約制度の改善【県土整備部〔通年〕】

下記の施策等を通じ、入札における不正防止を推進する。

- ・最低制限価格等の類推を可能とする書類の執行伺いへの添付の禁止、
- ・入札前の技術評価点の漏えいを防止する総合評価方式同時提出型の**実施**（**県土整備部**）、
- ・入札参加者資格確認書類等の提出を原則インターネット経由とする電子入札システム活用促進、
- ・入札を中止する場合の合意形成や詳細な理由の報告

(8) コンプライアンス研修等の充実

① コンプライアンス推進グループ員研修の実施【総務課・行政改革推進課】

所属職員の日常業務におけるコンプライアンス意識の啓発や推進を図るため、各部局等内コンプライアンス推進グループ員（本庁各課副課長・出先機関次長等）を対象としたコンプライアンス研修を実施する。

なお、研修に当たっては、職員倫理の保持や適正な事務処理の徹底などを盛り込んだ講義を行うことにより、グループ員がコンプライアンス推進強化月間等において実施する各所属での研修をより実効性のあるものとする。

〔スケジュール〕

- ・年1回（7月）

② 職務別研修等におけるコンプライアンス研修の実施【総務課・行政改革推進課】

職員能力開発センターが行う職務別研修等において、それぞれの職位に応じたコンプライアンス研修を外部講師等により実施する。新任所属長研修及び新任管理職研修ではリスクマネジメント、班長級研修及び主査級キャリアアップ研修ではコンプライアンス意識の再確認や不適正な経理処理問題を風化させないための講義、新採職員研修及び新採職員基礎研修では千葉県コンプライアンス基本指針を徹底させるための講義等を行うこ

議の充実に努める。

③ 入札・契約制度の改善【県土整備部〔通年〕】

公正公平な入札契約制度の確保に向け、不正が起きにくくなるように改善を図る。平成30年度においては、

- ・最低制限価格等の類推を可能とする書類の執行伺いへの添付の禁止、
- ・入札前の技術評価点の漏えいを防止する総合評価方式同時提出型の**試**行、
- ・入札参加者資格確認書類等の提出を原則インターネット経由とする電子入札システム活用促進、
- ・入札を中止する場合の合意形成や詳細な理由の報告等の**制度改善策を実施する。**

(7) コンプライアンス研修等の充実

① コンプライアンス推進グループ員研修の実施【総務課・行政改革推進課】

所属職員の日常業務におけるコンプライアンス意識の啓発や推進を図るため、各部局等内コンプライアンス推進グループ員（本庁各課副課長・出先機関次長等）を対象としたコンプライアンス研修を実施する。

なお、研修に当たっては、職員倫理の保持や適正な事務処理の徹底などを盛り込んだ講義を行うことにより、グループ員がコンプライアンス推進強化月間等において実施する各所属での研修をより実効性のあるものとする。

〔スケジュール〕

- ・年1回（7月）

② 職務別研修等におけるコンプライアンス研修の実施【総務課・行政改革推進課】

職員能力開発センターが行う職務別研修等において、それぞれの職位に応じたコンプライアンス研修を外部講師等により実施する。新任所属長研修及び新任管理職研修ではリスクマネジメント、班長級研修及び主査級キャリアアップ研修ではコンプライアンス意識の再確認や不適正な経理処理問題を風化させないための講義、新採職員研修及び新採職員基礎研修では千葉県コンプライアンス基本指針を徹底させるための講義等を行うこ

とにより、コンプライアンスの「知識」だけでなく日常業務における「意識付け」を図る。

〔スケジュール〕

・新任所属長研修	実施： 7月
・新任管理職研修	実施： 5月
・班長級研修	実施： 7月
・主査級キャリアアップ研修	実施： 8月
・新採職員研修	実施： 4月
・新採職員基礎研修	実施： 10月

③ 所属長コンプライアンス研修の実施【行政改革推進課】

所属を統括する立場にある所属長のコンプライアンス意識が、所属職員に多大な影響を与えていることを踏まえ、所属長に対するコンプライアンス意識の徹底を図るための研修を実施する。

〔スケジュール〕

- ・年1回（第3四半期）

④ 配付パソコンを活用した職員倫理に関する研修の実施【行政改革推進課】

配付パソコン等を活用して、職員が職員倫理条例等に関する必要な知識を習得できるよう、インターネット上で学習できる教材を作成し、研修を実施する。（また、研修の実効性を高めるため、研修が終了したことを確認できるように修了者には修了証を交付する。）

⑤ 物品契約・財務会計事務担当者研修の充実強化【管財課・出納局】

財務会計事務担当者研修（財務会計事務研修、出納局・課新任職員研修等）及び物品契約事務担当者研修会について、コンプライアンスの徹底や公務員倫理等の内容を加え、制度の正確な理解や法令遵守意識の徹底等を図る。

〔スケジュール〕

・財務会計事務研修	年3回（基礎：4月、実務：9月、年度末）
・出納局・課新任職員研修	年1回（4月）
・出納職員実務研修	年1回（8月）
・物品契約事務担当者研修会	年1回（5月）

とにより、コンプライアンスの「知識」だけでなく日常業務における「意識付け」を図る。

〔スケジュール〕

・新任所属長研修	実施： 7月
・新任管理職研修	実施： 5月
・班長級研修	実施： 7月
・主査級キャリアアップ研修	実施： 8月
・新採職員研修	実施： 4月
・新採職員基礎研修	実施： 10月

③ 所属長コンプライアンス研修の実施【行政改革推進課】

所属を統括する立場にある所属長のコンプライアンス意識が、所属職員に多大な影響を与えていることを踏まえ、所属長に対するコンプライアンス意識の徹底を図るための研修を実施する。

〔スケジュール〕

- ・年1回（第3四半期）

④ 物品契約・財務会計事務担当者研修の充実強化【管財課・出納局】

財務会計事務担当者研修（財務会計事務研修、出納局・課新任職員研修等）及び物品契約事務担当者研修会について、コンプライアンスの徹底や公務員倫理等の内容を加え、制度の正確な理解や法令遵守意識の徹底等を図る。

〔スケジュール〕

・財務会計事務研修	年3回（基礎：4月、実務：9月、年度末）
・出納局・課新任職員研修	年1回（4月）
・出納職員実務研修	年1回（8月）
・物品契約事務担当者研修会	年1回（5月）

⑥ 建設工事等の入札・契約に関する研修の充実強化【建設・不動産課ほか】

建設工事等指名業者選定審査会（出先機関部会）の適正な運営を確保するため、委員となる職員を対象とした研修を実施し、法令遵守意識の徹底を図る。

また、契約等に関する法令遵守意識をさらに高めるため、従来から実施している入札・契約事務担当者を対象とした研修会や新たに発注機関の幹部職員を対象とした研修会において、契約等に関する法令遵守意識をさらに高めるため、官製談合等防止法に関する研修を取り入れる。

〔スケジュール〕

- ・建設工事等指名業者選定審査会（出先機関部会）委員研修 随時
- ・建設工事等入札・契約事務担当者研修 年1回（4月）

⑦ 国庫補助事業に係る事務担当者研修の実施【県土整備部ほか〔通年（随時開催）〕】

国庫補助事業に係る事務担当者を対象として、補助事業の内容、事務手続及び経理方法等の実務研修を実施することによって、国庫補助事業に係る制度の正確な理解や法令遵守意識の徹底等を図る。

⑧ その他各種研修を通じたコンプライアンス意識の向上【各部局等〔通年〕】

各部局等が実施する各種研修の場を利用し、コンプライアンス意識の向上につながる内容の研修を実施することにより、あらゆる場を活用したコンプライアンスへの意識付けを図る。

（9）通報・相談制度の運用【行政改革推進課ほか】

① 内部通報の受付・調査実施〔通年〕

常時通報を受け付け、受理した事案については徹底した調査を実施する。

※ 内部通報の受付は、県の内部通報制度の外部調査員（弁護士・公認会計士）においても行う。

※ 教育委員会に関する内部通報については、教育庁教育総務課が庁内担当部署となる。

⑤ 建設工事等の入札・契約に関する研修の充実強化【建設・不動産課ほか】

建設工事等指名業者選定審査会（出先機関部会）の適正な運営を確保するため、委員となる職員を対象とした研修を実施し、法令遵守意識の徹底を図る。

また、契約等に関する法令遵守意識をさらに高めるため、従来から実施している入札・契約事務担当者を対象とした研修会や新たに発注機関の幹部職員を対象とした研修会において、契約等に関する法令遵守意識をさらに高めるため、官製談合等防止法に関する研修を取り入れる。

〔スケジュール〕

- ・建設工事等指名業者選定審査会（出先機関部会）委員研修 随時
- ・建設工事等入札・契約事務担当者研修 年1回（4月）

⑥ 国庫補助事業に係る事務担当者研修の実施【県土整備部ほか〔通年（随時開催）〕】

国庫補助事業に係る事務担当者を対象として、補助事業の内容、事務手続及び経理方法等の実務研修を実施することによって、国庫補助事業に係る制度の正確な理解や法令遵守意識の徹底等を図る。

⑦ その他各種研修を通じたコンプライアンス意識の向上【各部局等〔通年〕】

各部局等が実施する各種研修の場を利用し、コンプライアンス意識の向上につながる内容の研修を実施することにより、あらゆる場を活用したコンプライアンスへの意識付けを図る。

（8）通報・相談制度の運用【行政改革推進課ほか】

① 内部通報の受付・調査実施〔通年〕

常時通報を受け付け、受理した事案については徹底した調査を実施する。

※ 内部通報の受付は、県の内部通報制度の外部調査員（弁護士・公認会計士）においても行う。

※ 教育委員会に関する内部通報については、教育庁教育総務課が庁内担当部署となる。

② 内部通報制度の県職員等への周知〔通年〕

県庁組織内における内部牽制機能を十分に働かせるため、県職員による不正行為や職場内における問題の隠蔽等に対し、職場内での是正が困難である場合には、積極的に内部通報制度を活用するよう、制度の意義や通報者保護の重要性、匿名通報が可能であることなどの周知を徹底する。

具体的には、ホームページや職員研修等により実施するほか、各所属のコンプライアンス推進グループ員を通じて、職員一人ひとりへの周知を図る。

さらに、物品・委託業者や建設・測量業者等、県の事務執行に関わりのある事業者に対しても、リーフレットの配布や業界団体が主催する会議等を活用し、制度を積極的に周知する。

③ コンプライアンス委員会における助言・検証〔通年（随時開催）〕

調査の実施方法等について、適宜コンプライアンス委員会において助言を得るほか、調査結果及び是正措置について、同委員会において検証を受ける。

④ 入札・契約業務適正化相談員の指定〔通年〕

管財課及び建設・不動産課の一定以上の職にある者を「入札契約業務適正化総括相談員」に、各部局等主管課の一定以上の職にある者を「入札契約業務適正化部局相談員」に指定し、職員から相談（法令違反につながる可能性がある事案などを中心とし、単なる制度や手続きに関するものは除く）を受け、迅速・的確に助言・指導することで、不祥事の未然防止を図る体制を整備する。

② 内部通報制度の県職員等への周知〔通年〕

県庁組織内における内部牽制機能を十分に働かせるため、県職員による不正行為や職場内における問題の隠蔽等に対し、職場内での是正が困難である場合には、積極的に内部通報制度を活用するよう、制度の意義や通報者保護の重要性、匿名通報が可能であることなどの周知を徹底する。

具体的には、ホームページや職員研修等により実施するほか、各所属のコンプライアンス推進グループ員を通じて、職員一人ひとりへの周知を図る。

さらに、物品・委託業者や建設・測量業者等、県の事務執行に関わりのある事業者に対しても、リーフレットの配布や業界団体が主催する会議等を活用し、制度を積極的に周知する。

③ コンプライアンス委員会議における助言・検証〔通年（随時開催）〕

調査の実施方法等について、適宜コンプライアンス委員会議において助言を得るほか、調査の実施結果について、同委員会議において検証を受ける。

④ 入札・契約業務適正化相談員の指定〔通年〕

管財課及び建設・不動産課の一定以上の職にある者を「入札契約業務適正化総括相談員」に、各部局等主管課の一定以上の職にある者を「入札契約業務適正化部局相談員」に指定し、職員から相談（法令違反につながる可能性がある事案などを中心とし、単なる制度や手続きに関するものは除く）を受け、迅速・的確に助言・指導することで、不祥事の未然防止を図る体制を整備する。